（法附則第八条の三の二第二項被保険者の資格喪失の届出）

第二十九条の三　事業主は、第三十七条の五の規定による申出を受けたときは、速やかに、申出書に健康保険被保険者資格喪失届（様式第八号又は様式第八号の二）又は当該届書に記載すべき事項を記録した光ディスクを添えて機構又は健康保険組合に提出しなければならない。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険法施行規則第五条の十一の規定による厚生年金保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記又は記録するものとする。

2　前項の規定により光ディスクで届出を行う場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　事業主の氏名又は名称

二　事業所の名称及び所在地

三　届出の件数

第三十七条の三　（略）

（法附則第八条の三の二第二項被保険者の資格取得の申出）

第三十七条の四　法附則第八条の三の二第二項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構又は健康保険組合（第三号において「保険者等」という。）に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者の資格取得の申出をしようとする者が同時に厚生年金保険法施行規則第五条の十の規定による厚生年金保険の被保険者の資格取得の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名、住所及び生年月日

二　事業所の名称及び所在地並びに事業主の氏名又は名称

三　その他保険者等が必要と認める情報

（法附則第八条の三の二第二項被保険者の資格喪失の申出）

第三十七条の五　法附則第八条の三の二第二項の規定による被保険者（同条第四項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。）の同条第五項の規定による資格喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業主を経由して、機構又は健康保険組合に提出することによって行うものとする。この場合において、協会が管掌する健康保険の被保険者が同時に厚生年金保険法施行規則第五条の十一の規定による厚生年金保険の被保険者の資格喪失の申出を行うときは、これに併記して行うものとする。

一　申出に係る被保険者の氏名、住所及び生年月日

二　事業主の氏名又は名称

三　事業所の名称及び所在地

（新設）

第三十七条の三　（略）

（新設）

（新設）